

対象品目:全品目

規範項目

29

防除器具等の適正な管理と使用

規範の必要性や背景

*残留農薬基準値を超過する主な要因の一つは、「防除器具の洗浄不足」です。防除器具に残った農薬を、適用の無い作物に誤って散布することがないように、防除器具の使用前の点検と使用後の十分な洗浄を行う必要があります。

また、ノズルの不調など、防除器具に不備があると、散布ムラや過剰散布につながるため、防除器具の作業前点検が必要です。

取組事項

○農薬の散布前には防除器具の点検を行い、ノズルの不調などがいないか確認する。

○農薬の散布後は速やかに防除器具を洗浄する。洗浄の際はタンクだけでなくホースや噴口など、農薬の残留の可能性のある部位を十分に洗浄する。

○防除器具を洗浄した水は、農作物や環境に危害を及ぼさない、あらかじめ準備した廃棄場所で処分する。排水路や河川等に絶対に流れ込まないように十分注意する。

解説

防除器具は、一般的に複数の作物で共通して使われています。農薬は作物ごとに使用できる農薬が限定されており、防除器具に残った農薬を、適用の無い作物に誤って散布することがないように、防除器具使用時に点検、使用後の速やかな洗浄を心がけましょう。

使用後に十分に洗浄をしていないと、タンクやホース中に残った農薬が、次に使用した作物に散布され、結果として残留農薬として検出されてしまう恐れがあります。

このようなことがないように、器具の使用前には、十分な洗浄がされていることをしっかりと確認しましょう。また、器具の洗浄については、薬剤散布後、速やかに洗浄する習慣をつけるとともに、以下を参考に、誰もが常にしっかりと行うことができるよう、作業に携わる全員が点検や洗浄の方法を学習しましょう。また、そのポイントを作業場に掲示するなどの対策を講じましょう。

●防除器具の洗浄の手順

- ①洗浄用のきれいな水を十分に用意する。
- ②洗浄用の水を入れた容器に吸水口側のホースを入れる。
- ③余水側のホースはタンクから外に出す。
- ④散布ホースの先のノズルを外す。

⑤防除器具を作動させて、ポンプ、散布ホース内に十分な量の水を通す。

***内径10mm、長さ50mの散布ホースの容積は、約4ℓにもなります。洗浄には、それ以上の十分な水を通さなければなりません。**

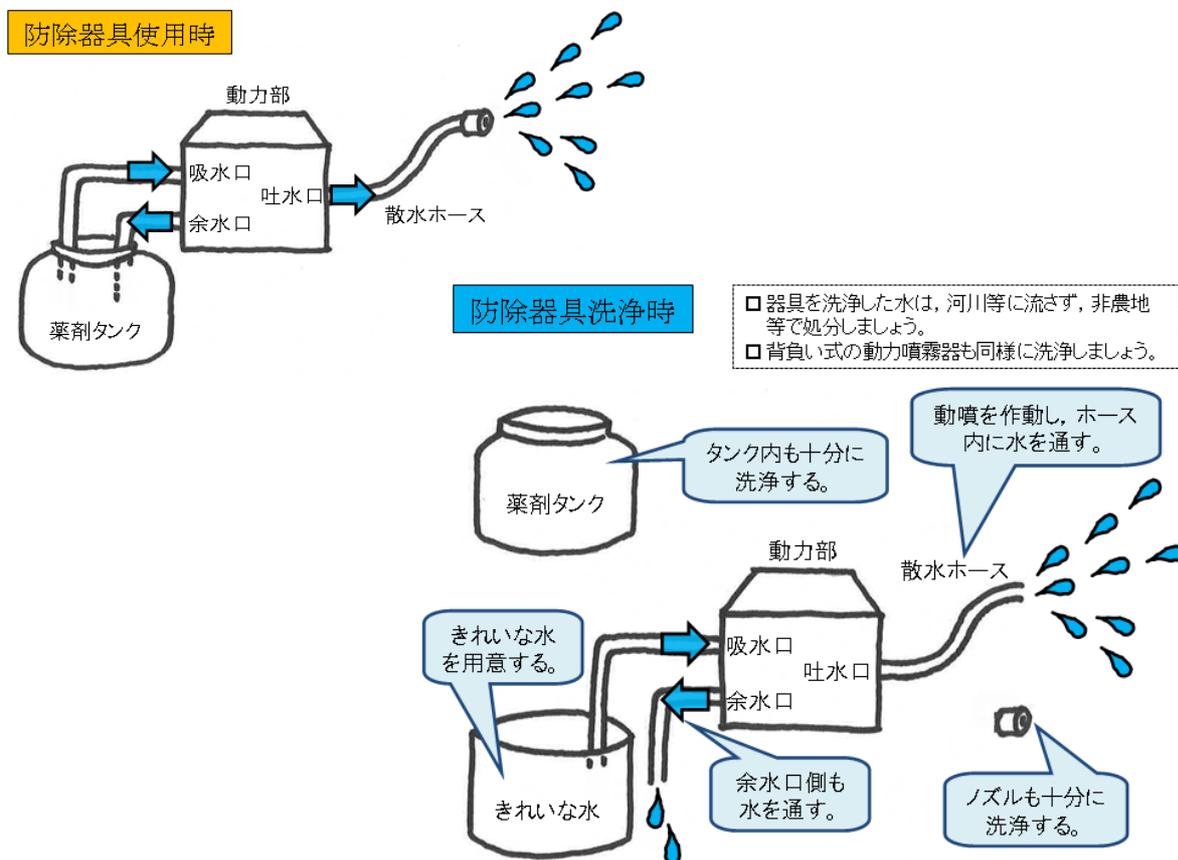
⑥コックを操作し、余水口側のホース内も水を通す。

⑦タンクやノズルも十分に洗浄する。

***背負い式動力噴霧器等の一体型のものは、タンクの洗浄後、十分な量の洗浄用の水をタンクに入れ、動力噴霧器を作動させる方法で、散布ホース内も洗浄用の水を通してください。**

なお、器具の洗浄によって出た汚水は、環境への悪影響を防止する観点からも、河川や下水道等に流さないように注意しましょう。

⑧洗浄水は、雑草地など、環境や作物に影響のない一定の場所に廃棄します。



◆参考情報

- ・農林水産省/農薬コーナー（農林水産省HP） <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>
- ・廃棄時の注意事項（廃棄時の注意事項使用残農薬の管理と処分に関するガイドライン）
<http://www.jcpa.or.jp/user/point04.html>（農薬工業会HP）

◆関連法令等

- ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000820.html